

第12回EPA・農業ワーキンググループ議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2007年10月4日(木) 18:30～20:00
2. 場所：中央合同庁舎4号館509会議室
3. 出席者：

主査	浦田 秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
メンバー	伊藤 隆敏	東京大学大学院経済学研究科教授
同	大泉 一貫	宮城大学事業構想学部教授
同	高木 勇樹	農林漁業金融公庫総裁
副主査	本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
農地改革について
3. 閉会

(配布資料)

参考資料 第11回EPA・農業ワーキンググループ提出資料
(農林水産省提出資料、内閣府提出資料)

(概要)

(浦田主査) ただいまより第12回「EPA・農業ワーキンググループ」を開催する。

本日は、農林水産省より、前回同様、井出官房長、高橋経営局長、中條農村振興局長に御出席いただいている。

本日も前回に引き続き、農地改革の進め方について討議を行いたい。では、御自由に御発言、御議論をお願いしたい。

(伊藤メンバー) 今、諮問会議を終えて来たところだが、福田内閣第1回の諮問会議であり、いろいろな方が農業について発言された。私の方から発言を求めて、小規模農家といっても、いろいろな小規模農家がある。そもそも作物として米をつくっているのか、それ以外か畜産か酪農かというような違いもあるし、周辺土地の状況も違うので、それぞれのニーズを把握した上で、きめの

細やかな対策が必要なのではないか、という発言をした。

とりあえず、御紹介までだが、皆さんの関心は非常に強い。

(浦田主査) 今の伊藤メンバーの発言に対してでも結構であるが、何か農林水産省の方で、コメントがあればどうぞ。

(高橋経営局長) いろいろな経過があり、今、こういうような状況になっているのだと思う。福田総理の所信表明演説にもあったが、今、伊藤メンバーが言われたことである。力強い農業をつくらなければいけない。ただし、そのときに小規模、もう1つは高齢農家といったところにきめ細やかな農業ができる環境をつくるという所信であり、今、代表質問でも幾つか議論が出ている。

私どもは、先般も少しお話ししたかもしれないが、9月に入り、力強い農業をつくっていくということで、品目横断的経営安定対策であるとか、お米の問題であるとか、地域対策として農地をみた。が、それについて、やはり地域における理解不足から始まって、さまざまな意見がある。ということで、ほとんど全国にわたって、生産現場で、今回の政策、改革にどのような意見があるのか、あるいは要望、不満があるのかというのを9月いっぱいかけて、本省の方からまいり、特に生産者、一番農業の実践をされているところ、それからもちろん関係の行政機関や団体もあるが、今回、農業生産者の意見ということで、今、いろいろと聞いている。

これは、今、申し上げた品目横断を始めとする、農業の改革の方向について、さまざまな言及がある。それに対して、どのように我々は受け止めるか、それがまず第一だということをやっているが、それとは別に、今度は、地域のいわゆる農業、あるいは農村、小規模あるいは高齢農家、その人たちに対して、どのようなことが必要なのか。これを別途、振興局長から御説明するが、やろうと思う。

(中條農村振興局長) 今、経営局長から話があったように、これから先、高齢化農家の対策をどうするかということと、小規模農家を含めた地域対策をどうするかということで、まずは、私ども東京にいるのではなくて、霞が関の幹部が現地へ行き、直接農家の方々、それから農業関係者、市町村、そういった方々から意見を聞こうということで、現状何が問題で、どういったことを提言されるのかということも客観的に聞きした上で、それをできるだけ早く施策に反映していこうということで、今、予定をしている。具体的には、私どもの省の中で、農山漁村活性化推進本部というのをつくっており、本部長の今村副大臣に先頭を切っていただいて、大体各農政局、北海道を入れて全部で8ブロックあるが、8ブロック各1か所ぐらいずつ行ってこようと思っている。

国会開会中であるので、全部副大臣をキャップというわけにはいかず、中には私や生産局長といった幹部がキャップになることもあるが、できれば、そう

いうレベルで直接行き、話を聞いてきたいと思っている。

選挙等のいろいろな結果を聞いても、地方が疲弊しているという声を聞くので、できるだけ丁寧に、そういった地方の声を聞いて、できるものはすぐに施策として反映していきたいと考えている。

(浦田主査) どうぞ、大泉メンバー。

(大泉メンバー) 地域政策として何らかの対策を講じるというのは、非常に結構なことだと、私は思う。高齢化対策は、多分今日の話では、耕作放棄地問題とかなりリンクしたことが出てくるのだろうと思うが、その前に、先ほど伊藤メンバーからお話があった、小規模農家というのは、いろいろなパターンがあるじゃないかということと関連し、2つのことをお伺いしたい。農家数というか、農地に関連している世帯をざっと言うと400万戸ある。販売農家が半分の200万。残りの200万のうち80万ぐらいが自給農家で、110万か120万ぐらいが土地持ち非農家という存在である。

そうしたときに、対象とする農家というのは、どういうところになってくるのかイメージとしてわからないことが1つ。

それから、野菜は販売農家の3割、60万戸ぐらいの農家がつくっており、米は販売農家の6割から7割ぐらいの農家がつくっているということで、広がりから言って政策として関係するとしたら、やはり米に対する直接支払いだろうと思う。それは民主党がやると言い出している。我が国政府は、たしか03年には米を対象から外してしまったが、なぜか御存知の範囲で教えていただきたい。

もしはずしていなければ、国際競争力をつけるためにも、低米価に誘導しながら、直接支払いで補填していくという構造ができて、今、こんなにごたごたしないで、政争の具にされないで済んだのではないかと思う。

(伊藤メンバー) 国会決議があったからではないか。

(井出官房長) 御承知のように、米は今まで国境措置で守られてきたわけであるから、国際環境の変化というか、内外価格差がなくなって競争にさらされている状況ではない。麦や大豆は、明らかに国際価格と国内価格が乖離しているから、それは何らかの継ぎ足しをしてあげなければ、国内生産はあり得ない。であるから、そこで仕分けられている。

民主党案はそうではなくて、純粹に国内の問題として米価が下がってきて、生産費を下回るようになったのではないか、それなら、その差額を補填してやるべきだ、という発想である。

(大泉メンバー) 低米価誘導とか自由化とか全然言っていないのは、ウケの良い柔らかいところだけ取っている感がある。

(本間副主査) ちょうどいい機会だと思う。かねがね私は農家の定義がおか

しいというか、余りにも広いところをカバーしていると考えている。自給的農家を除外するところまで絞ったけれども、まだ多い。それで販売農家の定義はそのまま置いておいて、担い手政策という形で今回さらに絞っていった。その政策の方向は見えるが、そういう政策がいかにも強者誘導みたいな形でとらえられているのは、やはり実態が一般国民にはよくわかっていないからだと思う。

であるから、きめ細かい農家のとらえ方として具体的には、農業所得がこれぐらいで、農外所得がこれぐらいと、平均値ではなく見ていく必要がある。そうすると、いや、そうではないんだという話もたくさん出てくる。これは品目別でもいいし、具体的にどの規模で、農業所得がこれぐらいで、農外所得がこれぐらい、つまり、非農業所得がこれぐらいだ、といったことをもう少しマッピングして、きちんと農業の実態、つまり所得から見た農家の実態というのを示して、だからこそ、今、どこに手当が必要なんだという話をしないと、やはり民主党みたいに全部の農家が疲弊しているというような話になってくると思う。

であるから、そういう声が上がって、だからこそきめ細かい政策が必要なんだということで、農家の再定義というか、統計的なところは別として、担い手というところも、そこを明確にしないから、要するに外形基準で規模要件だけが前に出てしまっている。やはり、実際に農業所得と非農業所得を区分して、それが実態としてどうなんだということを国民にわかてもらえれば、相当に議論が変わってくるという気がする。

（高木メンバー） やはり小規模農家というところについて、非常にきめ細かな議論をするならば、やはりきめ細かな資料提供、データを整えてやらないと、みんな一緒くたになってしまう。

私は、一番豊かなのは、恐らく県庁、農協、市町村に勤めている兼業農家だと思う。

ですから、どうもそのところが国民の目にきちんと見えていない。それを小規模農家、昔は貧農切捨てという話がすぐに出たが、小規模が所得を含めて本当にどういう実態にあるのか、その辺をきめ細かなデータを出していかないと、本当の意味での議論にならないのではないかとということ。

それから、今、本間副主査も言われたように、やはり農家の定義がいかにも、15万円ということで、広いのではないか。

（高橋経営局長） 私どもも実は、今回の品目横断の政策について、ずっと説明してきているが、土地利用型の農業の体質強化というところが、やはり大きなポイントだということでやってきている。

米にしても、麦にしても、大豆にしても、北海道の畑作にしても土地利用型

の農業、これがある意味、主業農家率とか、いろいろな意味で農家らしい農家の率が一番少ないところが水田作農業であるから、そこのところの構造改革が一番大事である。そこに焦点を当てたというところである。

そうすると、逆に野菜の農家あるいは畜産の農家とか、逆にいくと、この人たちは結構主業農家率が高いが、それともう1つは、多分中山間の高齢農家の方々、こういう人たちのところが、すべて対象外になってしまうという形で取られてしまう。もともと土地利用型だったが、地域特産をやっているようなところ、野菜をやっているような農家、そういう人たちも全部外形基準で切られるのではないか、というような誤解が結構あった。

したがって、私どもも、今、小規模農家といってもさまざま、規模と言っても、経営規模の土地の面積の規模なのか、それだけではないから、そういったようなこともきちんとしていく必要がある。

あと、この関係で、もう1つ私どもで言われているのは、水田農業で行くと、今回の政策の基本的な要件、4ヘクタールに届かないが、全国平均の1.1とか1.2ではなくて、2ヘクタール、3ヘクタール層で、かつ兼業農家で、しかもこの方たちが、今、高木メンバーが言われたように、もしかしたら公務員かもしれない。あるいは、もう少し言うと、地域の議会の議員さんとか、結構有力者である場合が多い。その人たちが切り捨てられて、農業では確かにプロでないが、地域の農業も含めたリーダー、その人たちが切り捨てられてしまったというような、その人たちに対しては、逆に言えば、集落営農とかがあるので、農業で食べていく人を相手にした政策であるからということを書いて、別に地域対策は地域対策としてあるが、そういうようなところに私どもがもう少しきちんと説明に入れていたのかというのがあろうかと思う。

(井出官房長) それと、今、若林大臣からも小規模農家というのは何だというのを聞かれており、当省の職員が一生懸命解析している。私が経営局長の前任として東北を中心に1年有余歩き回った感じから言うと、割と恵まれている安定兼業機会の多い地域、例えば富山県のように、県自体がコンパクトで、富山市とか高岡市に、みんな自分の家から通勤できる、みんな安定兼業を持っていらっしゃる、そういう集落の多い富山県は、集落営農のもともとメッカだった。安定兼業があるから、話もまとまりやすい。

ところが、私の担当した東北は兼業機会がないということで、今までは農業が出来ないようなシーズンは公共事業に出て、車の両輪で食っていた。公共事業が沈没してきて、家が傾いて、更に米の値段が下がってきているところへ、4ヘクタール以上でなければ人ではないみたいなことを言われ、それで集落営農はとお勧めすると、うちは40ヘクタールのところに30軒も40軒も農家があるのだと。集落営農で2軒か3軒はオペレーターになれて食えるかもしれない

けれども、残りの方はどうするのだと。仕事がなくなってしまうじゃないかということはかなり言われた経験もある。

であるから、小規模農家と言っても、先ほどお話があったように、地域性もあって、集落営農への誘導はできるのにうまくいっていない、あるいは足りないというところもある。一番まずいのは、安定兼業機会が不足していたり、安定兼業だったのが何かおかしくなっていて、ぎりぎりで暮らしているというようなところで、みんなで寄って集落営農をつくれとか、担い手になれといっても、だれか一人が担い手になったら、その影で2人は辞めていかなければいけない、でも、辞めれば他に仕事がないという地域である。

であるから、日本海側のある県でも中心市街地から同心円状に平野部のところは集落営農と声をかけたら割とまとまった。ところが、外側にある中山間地に行くと、兼業機会が乏しいので、声をかけてもなかなか乗ってきてくれないという話も聞く。そういうことにも、今の小規模農家のきめ細かな対応という中で、我々としては非常につらいが、答えを出していかないと、なかなかすんと落ちてくれないのだろうという面はある。

（高橋経営局長） 追加すると、今、官房長が申し上げた中心市街地で兼業機会があって集落営農、その外では兼業機会がなくてできない。更に、その外の中山間の上の方にいくと、今度は高齢農家で、それなりに本当に現役と同じだけの所得をあげなくていい。だけれども、農地はきちんと管理している。これは1つひとつではできないから、逆に集落営農で農地保全をやっていこうと。そこで収益を上げるというよりも、農地をきちんと管理をしていくために集落営農をしよう。これは中四国の中山間部になると、山の中の集落をすべて、もうほとんど若い人がおられない。帰ってくるのは、定年退職で戻ってきた人、年金や何かそれなりに持っているから、それも個人では無理なので、それで集落営農で管理をしているというような形の集落営農がある。

であるから、集落営農自体もオペレーター中心型できちんといくところと、目的もそうだが、農地をきちんと保全をして、とにかく生産力と同時に地域社会を維持しようというところもあるが、その辺もきちんと仕分けて見ていかなければまずい。

（高木メンバー） 中山間の対策というのは、十分かはともかくとして、やっている。ああいうものが、それについてどういうふうに効果を発揮しているのかというのが1つある。

それから、今、確かに集落営農がなかなかうまく適合しないというところが実際あるというのもそのとおりだと思うが、政策としてお始めになったときに、その辺はかなり実態を把握した上での集落営農対策だったのではないか。そこは結果的にそういうことになっている。その辺は余りわからなかったというこ

とか。今、官房長が言われたように、東北だと回っていても厳しい話がかつてあった。集落営農でうまくいくのかどうかと。

（中條農村振興局長） 最初の中山間については、これまで簡易な基盤整備とか、いろいろな支援とかやってきたけれども、今、一番効果が出ているのが、先ほど出た、中山間直接支払いの制度である。これはいろいろ地目によって支払いの単価は変えているわけであるけれども、水田を例にとると、20分の1の勾配以上の急なエリア、しかも1つの団地を1ヘクタールということで決めて、これはいろいろなつながりがあれば、1ヘクタールとみなすということで、相当柔軟にはやっている。そこで協定を結んでいただいて、農業を続けていただくという前提で仕組んでいる。

それで、考え方として、平場と中山間の生産費を比較して、その差を大体補填することになっているけれども、これで平成12年から17年の1期、18年から第2期に入っているわけであるが、水田では差額で約2万1,000円を10アール当たり支払っている。効果としては、まず、定性的に言われているのは、これによって相当集落の話し合いをする機会が非常に増えて、みんなでその集落をどう切り盛りしていけばいいのかという議論が起こるようになった。これは定性的に非常によく聞く答えである。

それから、実態的にも水路とか道路、そういったものの維持管理が集落全体でできるようになったということを知っている。

最も典型的な効果というと、実は12年から17年の期に、施策の対象を農振農用地に限定しているのが、新たに農用地区域に入った地区が実はあって、1万1千ヘクタールも編入された。つまり、それだけ積極的に農地を守ろうという動きが出てきているということで、これは特筆すべき点ではないかと思う。

それで、今、第2期に入っているわけであるが、第1期の反省を踏まえ、先ほど経営局長が申したが、単にそこで営農を続けていただくだけではなくて、より地域としてのまとまりを持っていただくということで、従来のおり、農業を続けているだけでは、1期に比べて8割の支援単価ということにして、それに加えて、地域として、先ほど担い手という言葉があったが、しっかり農業を中心的に引っ張っていただく方を決めてまとまった場合とか、そういう条件に合った場合には、更に2割増やして従来どおりの10割単価にしようということで、今、やっている。そういう意味では、相当この政策は効果が上がっている。

実際問題として、最初は8割の単価のところはほとんどだったが、実はこの途中で是非10割単価にしたいということで、地元の意向が非常にまとまって、そういった意味での地域の農地等の管理体制は、よりしっかりしてきたということは聞いている。

恐らく、これは私の推測であるけれども、集落内で高齢化が相当進んで、農業を続けられなくなったところを、だれかが代わりに受けておられるような実態も、恐らくあるのではないかと思っている。

(高橋経営局長) 2つ目の集落営農の関係であるが、今、振興局長が申し上げたように、中山間地域の直接支払い、これは共同活動をベースにしている。そういう措置があったので、逆に言うと、今回、集落営農が農地保全という形も含めてでき上がりやすい措置が、そこはうまくいった。

問題は、純農村地域、都市近郊等の平地農村で兼業機会があるところと、それから純農村で兼業機会がないところ。全国で農業集落が14万あって、地域ごとに大体同じぐらいの集落営農の数があるが、集落営農自身を進めるということの1つは、集落営農であっても、やはり一定のまとまった規模を農業経営の形として行う。したがって、規模拡大かつ集落営農は飛び地がなくて、通常は、既に集落営農になれば、先ほどの分散錯圃の状態が実は解消された形でいくので、そこで農業機械化投資などもきちんとやっていくと、相当程度効率性が上がると思う。

したがって、農業所得についてみれば、集落営農によって、全体として従来の個々でやるよりは、集落営農としてやった方がトータルとして農業所得が上がるというふうに見込める。

ただ、問題は、そのときに片一方で兼業所得の機会が若干減少したとしても、それなりにあるのであれば、その集落営農化の中で当然余剰労働力が出てくるから、その余剰労働力の部分について、兼業のところで、更に何か別にやるというのではないけれども、何とかカバーできる。

問題は、純農村のところで、先ほど言ったように、いわゆる日雇い、あるいは不安定兼業みたいな形と両立をさせていったところの集落営農の場合は、集落営農で農業所得をあげるのは同じだと思う。純農村であるから、更にうまくいくかもしれない。

そういう形で上がる部分というのが期待できたとしても、問題は、そこで出てきた余剰労働力をどうやって処理し切れるのか。中山間の山の中は、先ほど言ったように、高齢であるから、余剰労働力といっても現役とは違うので、そういうところの新たな問題点というのは、若干カバーされるだろうけれども、期待すべき農業所得も、そういう地域ではそれなりの年齢構成に応じた所得の期待値であるとか、やはり純農村であれば、それなりに所得を上げなければいけない。

そうすると、集落営農でも認定農業者で集めても同じだけれども、そこで出てきたときに、この人たちをどうするのかというところがかなり厳しい状況になるのではないかと思う。

(大泉メンバー) だから経営を育成するという政策を基本に据えておかないといけない。そうしないと農村の中で付加価値が高まる構造にはなかなかならないのだろうと思う。

中山間地の直接支払い制度は、これはいい制度だと個人的には思っている。それはポジティブに何かをすること、つまり耕作すること、つまり耕作することを前提とした政策だからで、かつての生産調整奨励金のような休耕補償ではなくて、生産したことに対する補助金だから。

それから、例えば私が知っている優良事例の中に遠野市の宮守村というのがあるが、ここでは毎年1,400万円くらいプールしてしまって、集落全体で使う。担い手を育てるとか、あるいは複合作物を、ブルーベリーだったと記憶しているが、それをみんなで試験栽培をして商品化するということもやっている。

確かに、稲プラス兼業という構造、実は宮城の大崎市古川などもそうだけれども、そういう構造をつくったところには経営という発想がない。経営という発想があると、何かコアの集約作物があって、それから稲も同時に作るという、こういう1つの複合経営体できていくものだ。集約作物をやると、必ずそこには労働力が必要だから、集落の人の就業の場が農業に出てくる。集落農業でマイナスの部分を含んでくくろうという発想ではなくて、経営として付加価値を高め、しかも雇用力のある経営をつくることによって、地域をよくしていくという発想が必要だということだ。経営というコンセプトを、今の耕作者ではなくて、農政の中にしっかりとつくるべきだろう。

今の農政では付加価値を高めるという発想が出ない。とすると、いつまでもジリ貧になっていく。そういう中で、一方で国際競争力のある農業経営をつくるというのも無理になってくる。今はそういうアリ地獄みたいな構造になっている。私は昔から機関車農家がいることによって、客車農家もついていくということを言っているけれども、その構造をつくり上げるのが農政の1つの課題ではないのか。

(高橋経営局長) おっしゃるところと似ていることかもしれないけれども、特に農業の関係で、米などはそうだが、米の価格は下がっているので、地域全体の幾らかの所得があったときに、個々の農家の小さな単位では、当然賄え切れない。だけれども、それなりに資産をもって、土地家屋をすべて持ったそういう人たちが、農地解放の結果、ほぼ平等に存在している。

その方たちが、平等に所得が減少していくというところは、ある意味何となく、これはいいことではないのだろうけれども、受け入れられていく。そのところに、例えばこの人たちに集めていこうと。その所得がそこでアップする部分が、もう少し全体に均てんするぐらいいいのだけれども、片一方で農外のところ、あるいは地域の別な意味の所得がないと、結局、そのとこ

ろだけが上がって行って、そこに参加した担い手層が上がって行って、その人たち以外の、しかも周りに、実は都市部の労働者よりは資産は持っているけれども、収入が減少していくような人たちに対して地域所得をどうするか。

逆に言えば、農外あるいは都市からどうやって付加価値のあるものを引き寄せてくるのかということが片一方でないと、農業のところを一生懸命やろうとすると、農業の生産向上の部分と、落ち込んでいくところと、従来は公共事業でやっていたというところがどうもあったのではないか。

(本間副主査) おっしゃるとおりで、1つは、そこでやはり規制緩和でしようという話になってくる。

農業だけでもうけようというとき、米価が下がる、国際化で関税が下がっていくという中で、それを見越した上で、ではいかにもうかる農業をやっていくか。やはり原料の提供産業ではなくて、原料の加工であり、付加価値であり、あるいはもっと言えばサービス産業化ということも含めて、やはり農業のトータル産業化みたいなことを始めないと、もう農業はやっていけないのだというメッセージが大事だと思う。

であるから、大事な事が2つあって、1つは、国際化の波というのが、それは農林水産省のせいか、農協のせいかわからないけれども、きちんと伝わっていないところがある。何となく国際化と言っているのだけれども、それが実態として今後どうなんだということが、本当に伝わっていない。

その危機感が弱いから、何となく所得が減っていくという危機感はあるのだけれども、これがどういう理由で、今後どういう見通しの下で農業をやらなければいけないかというメッセージをどこも発していないという部分がある。

もう1つは、それがきちんと伝わっていくと、例えば米価が幾らになるかという予測が軽々にはできないところがあるけれども、確実に下がっていくという中で、では付加価値をつけるような農業はどうなんだということを考える。それは農林水産省が雇用機会をつくり出すのではなくて、農家自らがつくり出すような、そういう政策こそがまさに農村政策だと思う。

食料・農業・農村基本法があるわけだから、農業にだけ固執するのではなくて、もっと農業の幅を広げた形での産業として農業をやるのだと。それでやるのは、あなたたち自身だという、そういうメッセージがきちんと伝わっていかないと、あれをつくれ、これをつくれ、雇用機会をつくれと、何でも政府がやれという話になる。農業の生産性を上げたいけれども、余った労働を使えないから、それを雇ってくれということは、とてもほかの産業では考えられない話である。ある程度はリストラのときに出ていった人の就職の世話をするかもしれないけれども、全部こぞってリストラされた人たちの面倒を見ているわけではない。それは、やはり自分たちがリストラされたら、された人たちの能力を

開発していかなければいけない。そういうところのメッセージがうまく伝わっていないのではないかなという気がしてならない。

（浦田主査） 中国ではよく、富めるものは先にどんどん富み、他の人はついていけばいいという考えがあると思うが、日本の農業政策では、そのようなことが起きないようにされている感じがする。先ほどの御意見だが、みんなが平等に豊かになれば一番いいのだけれども、実際には、みんなが貧しくなっている。

そうであれば、ある一部分が豊かになって、貧しい部分については、農業で面倒を見るのではなくて、社会保障という形で国が面倒を見るということにすれば、元気なところにどんどん資源が集中していくと思う。確かに格差は広がるかもしれないけれども、その広がったところは、全体で、つまり国で一時的に面倒を見るというような発想にしていけないと、先ほどのお話のように、全部が沈んでいってしまうような印象を持つ。

（高木メンバー） それから、農政が余りにもいろいろと抱え込み過ぎている。例えば、農村政策ももう少しオープン、ほかの行政、ほかの施策というものとももう少し一体になってやらないと、農政だけで農村政策、特に今のようなお話だと、一方の不安定兼業のところまで農政が面倒を見るなんていうのは、私はとてもできないし、それをやるべきかどうかということも含めて、農政がそこまで責任を持たなければいけないのかという感じもする。むしろ、先ほど言われたいろいろな政策をそこで使っていけないといけない。

もう1つは、農村で農業がベースになる、またはそれが基になるというのは大事だと思うが、それは、やはりしっかりした農業が核にならないと、恐らく私は全体が落ち込んでいってしまうのだと思う。

そのときに、確かにそこから外れた人をどうするんだ、それを農政で全部カバーしようと思ったら、これは非常に難しいのではないか。そこはもっと政府全体の政策というものでカバーするというのを、もっと強烈に言っていくべきではないか。

今までここでも議論になっているけれども、農村政策というのは、やはり農業の構造改革というか、農政というか、ふたつの政策というのはやはり明確に分けていけると。今までごっちゃになっているところが非常に沢山ある。

ですから、農村に住んでいる方々も、農林水産省に言えば、何でもやってくれるのではないかと。今のお話のように、自分たちが働く場がなくなれば、これも農政の責任だと。価格が下がれば、これもやはりどこかで面倒を見ろと。これをやっていたら、恐らく幾らお金があってもどうにもならない。

それから、一番重要な自立自助というものが絶対に養われえないと思う。それは、いろんなことは言ってこられるかもしれないが、やはり政策として違う。

こっちの政策でやるべきことを、あっちの政策でやったら非常にわかりにくくなってしまわないか。そこは、今度の総理の所信表明演説で、たしか、明確に分けていると思う。しっかりとその部分を正確に覚えているわけではないが、担い手が頑張るといふ政策はしっかりやる。

もう一方は、高齢者と小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりをする。あの環境づくりというのは、どういう意味か、ちょっと政策的にどういうことになるのかわからないけれども、はっきりと言葉の上では分けておられる。ですから、やはり政策的にもそこは明確に分けていくわけだし、政策を仮に何か打つとしても、農林水産省だけで全部そこはカバーできるというふうには考えない方が農政としては筋がとおせるのではないか。

（中條農村振興局長） 今のお話だが、私も決して農林水産省で全領域をカバーできるとは思っていない。むしろ私どもの仕事の重要な部分の1つとして、関係省庁をコーディネートするのがその役割だろうと思っている。

ただ、その場合、何を政策の論点にしてコーディネートするかというのは、非常に重要になってくる。とりあえず、今、農村の高齢化が進んでいるという状況、それから、やがてこれは過疎化に進むだろうということを考え、都市と農山漁村の交流、共生対流を進めようという切り口で、実は各省に声をかけ、連携を図っている。

具体的には、今、副大臣の方々に集まっていたいて、関係で8省庁あるけれども、官邸と私どもの副大臣が主査になり、副大臣プロジェクトチームを組んでいただいて、そこで各省横断的な施策をやっていただいているということである。

まだ、全体的な話まではできないわけであるが、例えば、今の都市農山村の交流ということについて言うと、具体的な成果の1つとして上がっているのは、農山漁村の例えば民泊、民宿を具体的にもっと活性化しようという1つのテーマがあった。

それについて、実はこれをやろうとすると、観光業法であるとか、消防法あるいは生鮮食料品を使うので、食品衛生法、そういう関連法が全部関わってくる。実は、これは1つの方向として、別に国際観光ホテルをつくるわけではないので、それは相当運用のレベルで規制緩和できるのではないかとということで、実態的に各省に対応していただいた。それが成果として上がっており、今、相当民宿の数が以前よりも増えている。

これは1つの例であるけれども、これからそれをもう少し広げ、例えば今考えているのは、文部科学省、総務省と連携して、できれば小学校の高学年のカリキュラムに全部書き込んでいただいて、1学年丸々、年に1回は1週間程度農村に滞在していただくようなプログラムを組んでいただけないかというふう

に思っている。それは極論だが、まずは手の届く範囲から、私どもとしては、平成20年度は、40地区程度を全国で選び、そこをモデル的にやっこうと。

文部科学省の方も、まずは具体的に取りかかれるような規模の小学校に働きをかけ、そういう小学生の農村滞在をやっこうとして動かしているところである。

まだ、具体的に目に見えてダイナミックな結果になっていないが、そこはそういうこととしてやっているということをお紹介したい。

(浦田主査) 小規模農家の話から農政一般の話と広がっていているが、前回の議論の続きとして、農地の問題、具体的には、農地の権利規制、それから耕作放棄地問題、これらについてメンバーの方から質問ないしはコメントいただき、農林水産省の方にお答えいただき、そうしたいと思うが、いかがか。

(大泉メンバー) 今の流れの中で、耕作放棄地対策について、考えを申し上げるとすると、やはり耕作放棄地を解消するには、現実にこの農地を所有している農家に耕作をお願いするというのは無理なのだろうと思う。何が必要なかということ、やはり耕作放棄地が多発している地域の中に耕作意欲を持ったいろんな人たちが入っていくという、今、農村振興局長がおっしゃったような、いろいろなポジティブな要因を農村の中に入れていって、その流れの中で耕作放棄地も解消するということしかない様な気がする。耕作放棄地だけに対象を絞るというよりは、何か中山間地を非常によくするという中で耕作放棄地を解消するという話を講じないと、なかなかうまくいかないのではないかなという気がする。

それで、いろいろ事例を見ていくと、限りある資源を有効に活用する仕組みをこれまでの規制にとらわれずに作るより他ない。例えば、移動販売車というのがあるけれども、移動販売車が山々にいって、老人なんかの御用聞きまでやっている。何かを町場から買ってくるということも、さらには人まで運ぶときもある。

そうした村々のありようをつくっていくというか、農村社会をつくっていくというようなことをやらないといけないのだろう。ところが、農林水産省のスキームだと、非農業土地利用はもう植林してしまう、編入した部分をどうするかという話で、編入した部分を計画でやってということだが、計画してもどうにかなるような気がしない。要は規制改革をして、もっと農業というようなものにあこがれを持っている人、例えば棚田保全の様な、ああいう人たちが出ないと、多分耕作放棄地解消にならないのだと思う。それが1つ。

もう1つは、勧告が本当にやれるのかどうか。今までやれたためしが無いのにやれるのかというのが少し疑問である。

(中條農村振興局長) 先般お示しした資料の一番最後のページに写真があり、

それで実は耕作放棄地も平場から中山間まで非常に多岐にわたっておることをお示ししたと思う。経営局長の方から説明があったけれども、私ども比較的対応しやすいのは、ここでAと言っているけれども、基盤整備もほとんど要らない状態のもの。

それから、行政として比較的対応しやすいのは、Bの基盤整備を若干やって復活するというものである。難しいのは、Dの山に近い、森林に近いところ。これを復活するのは非常に難しいだろうと思っており、そこは大泉メンバーの御指摘のとおり、ここはきちんと土地利用をもう一回見直しをして、山に返すべきところは返すべきではないかという思いでいる。

その他のところについては、これは非常に微妙なところがあり、やはり1つは各地域で、それこそ地域としてどういう農業を目指すかということをお話し合っていていただくのが、まず、基本と思っている。ただ、これまでの推移をみると、先ほど中山間の直接支払いの話があったけれども、参2-1をごらんになっていただくと、耕作放棄のこれまでの経過が左に出ている。平成7年～12年にかけては10万ヘクタール増えている一方、実は12年～17年は4万ヘクタールということで、恐らくここには、先ほど申し上げた中山間直接支払いの制度がやはり相当効いているのではないかと考えている。

これは、現地をそういう視点で確認したわけではないので、これは私どもの推計であるけれども、まずはそういうこととして、地域の中で集落活動というか、それも含めた形の将来のありようをお話し合っていていただいて、それを農業にも結び付けていくということが入り口としては非常に大事ではないかという思いでいる。

特に耕作放棄対策について、ここで申し上げたい点がもう1つある。これも先般説明があったけれども、耕作放棄地は、実は全国で38万6,000ヘクタール、これは2005年のセンサスベースである。それから、農振農用地域内でも15万3,000ヘクタール。これは私どもの独自の調査で18年度にやったけれども、総量はわかっているが、場所と農地の形態、それから所有者の今の状態、そういったところが必ずしも十分に把握できていない状況である。これを、まず、急いでやらないといけないという思いがある。

それで、現在の状況を申し上げますと、実は、諮問会議の御指摘もいただいたこともあり、私どもも全く同じ問題意識でしたので、5月の連休明けから早急に現地に入っており、これまで例えば途中段階で40地区、今では、230地区強、（これは市町村の数であるが）調査してきた。

そのレベル、レベルで、実はさっき申し上げたA、B、C、Dの割合が違っている。ということは、それだけで地域のどこを取り込むかによって、この対応が変わってくるということであるから、当然ベースが変わってくれば、私ど

もの対策も変わるわけであるから、まずは、これを早急に把握していききたいということである。

特に、8月～11月にかけて、この辺のところは、各市町村の農業委員会が中心になってやっていただくことになっているけれども、実際に現地に入っただけで、年内には1つのまとまりが出てくるのではないかと思っている。それを踏まえて、更に対策を充実させていききたいと思っているが、とりあえず参2—2のところ、来年度に向けてできるところはやっていこうということで、対策を予算要求項目として上げさせていただいている。

ここには、先ほども申した、農地の若干再整備の施策から、それから例えば中山間における牛の放牧とか、それから企業参入、そういった考えられるメニューを実は用意しており、20年度はこれを実施しながら、今、申した、実態も把握しながら早急に対応していききたいと思っており、農業上重要な地域を中心に、5年間で何とか形をつくって、できれば、解消を目指して頑張っていきたいと考えている。

(浦田主査) 高木メンバー、どうぞ。

(高木メンバー) 地域が、自分のところの農業をどうするかを、まず考えることが第一だということは、そのとおりだと思うが、そういう対応というのは、これまでもかなりやってきたはず。恐らく耕作放棄地が相当出ているところは、そういう段階を超えてしまっているのではないかと。むしろ、もう少し広げて、その地域の中の人だけで何かをやろうとしても、恐らくなかなかそういうことの音頭を取る人もなくなってしまっている。要するに、そういうところに参入しやすい、ただ参入してくればいいということではないと思うけれども、そういう仕組みもつくと、そういうところをどうするのだという知恵は、なかなか出てこないのではないかと。ですから、そういう外からも入れるような仕組み、これも併せて考えていかないといけない。

(中條農村振興局長) その点についても、私ども同じような思いをしており、これも3ページで情報の一元化という施策を御説明したと思う。どこの地域にどういう農地があるかということがわからないと、なかなか、今、おっしゃっている意味での需要と供給のマッチングができないので、これも併せて拡充をしていききたいと思っている。ただ、この場合でも情報を処理するというか、閲覧するなり、収集するなりすることは比較的システムとして確立すれば容易だけれども、最初に確認する情報の把握、現地がどうなっているか、これが極めて大変で、これをどうするかというのは、実は非常に悩んでいるところである。

一義的には、仕組み上、農業委員会にお願いすることになると思うけれども、ただ、数も限られているので、農業委員会だけでいいのかどうか、その他の農業団体はもちろんのこと、市町村、場合によっては私どもの出先機関も入れて

総合的な対策を取っていく必要があるのではないかと考えている。

ただ、一旦情報を整備すると、後はローリングをしていくことになるので、そこは運用の世界で相当対応できるのではないかと考えている。

(高木メンバー) GPSというのは、余りこういうのには役に立たないのか。

(中條農村振興局長) 実は、今の御指摘で、なかなかその場所へ行って確認するというのは大変であり、それでできれば、ラフにでも全体の姿がつかめないかと思っており、これは1つの手法だが、衛星写真を撮り、例えば時間をずらして3回撮ると、耕作されているところは必ず違う。

例えばそういうものでも使って、まずは全国的な把握をしようかと。それをさっき申したように、農業委員だけでは捕捉できないので、少しは国、県も一緒になって支援するような、これは1つの例であるけれども、そういったところも実は総合的に取り組んでいきたいと思っている。

(伊藤メンバー) 衛星を使えば、相当細かいのが出てくる。

(中條農村振興局長) はい。そのように聞いているが、ちょっと私ども、まだ予算化ができていないので、これは早くしてまいりたいと思う。

(伊藤メンバー) お話を聞いていると、やはりものすごく旧来の計画経済的手法で、1つひとつ全部調べ上げて、使えというような形である。やはり耕作放棄地というのは、例えばAのようなところであれば、これまでお金を付けて、いろいろな基盤整備もやって、いろんな予算をつけているのに耕作していない。これはとんでもない話。

これは、やはり固定資産税を上げるだけではなくて、ペナルティーをかけて、農地として使わないのだったら、これまでの基盤整備にかけた金を返させるくらいの勧告を出して、それでだめだったら売ってくださいというようなことをやるしかないと思う。そうすれば、こちらから調べに行かなくても、向こうからちょっと事情が違いますから事情を説明させてくださいというようなことが出てくると思う。

であるから、もう少しインセンティブが働くような、彼らが自主的に耕作を始める、あるいは自主的に農地を手放す、自主的に農地をリースに出すというような制度を考えた方が、手間暇がかからないと思う。

(中條農村振興局長) 何らかのインセンティブは、私どもも考えたいと思っている。例えば固定資産税の話にしても、実は都市近郊は別にして、農村地域の農地の場合は非常に安い。であるから、例えば今の農地にすると、若干の減税措置がされているわけであるが、それを撤廃するなどしても、余り大きな影響がないということである。ただ、御指摘の点は確かにそうであるから、そこは何らかのインセンティブが働くような仕組みを考えたいと思っている。

(浦田主査) 伊藤メンバー、どうぞ。

(伊藤メンバー) 前回、不完全燃焼で終わったコーディネーターの話なのだが、前はたしか我々の間ではコーディネーターのアイデアは非常に不評であり、本当にそういった人材が確保できるのかという点と、それから彼らがきちんと仕事をしなかった、そのことに対するペナルティー、あるいはちゃんとした仕事をすることに対するインセンティブというのがあるのかという質問をしていた。その質問に対する明確な答えはなかったと思うのだけれども、この辺はいかがか。全市町村に人材は見つかるのか。その人材が本当にきちんとした仕事をしてくれるようなインセンティブ作りができるのか。さらに、もう一つは、前回の会合で私が言ったけれども、市町村単位でいいのか、農地には市町村をまたがった飛び地だってあるではないかということを行ったと思う。その辺、いかがか。

(高橋経営局長) 前回の御質問だが、まず、人材がいるのかどうかについてお答えする。今の状態では、そういう人間に限られているものだから、逆に動いていないという実態がある。したがって、そういった人たちを今後育成していく必要があるだろう。そのときには、幅広く人材を募集すればいいだろう。

ただ、農地の集積はどうだとかの農地に関する基本的な知識があって、それで人の間の権利の利点を考えるだけのノウハウを持って、それなりに農業に関して知見を持っていないと、特に農地制度に関して、やはり知見を持っていないといけない。畑の場合はそんなに難しくないのだが、田んぼの場合であれば、どうやってまとめるのが一番理想的に組めるのか考える必要がある。そういう状況もあるので、そういったようなことであれば、これから団塊の世代の退職をされる農業関係の農協のOBでも、普及員のOBもおられるわけで、そういう人たちは、もともと地元でずっとやってきた人でもあるので、そういう人に活躍してもらったらどうかというのが一つである。

それから、インセンティブの関係だけれども、私どもがこの人たちに人件費補償というようなことをやっていくと、これは公務員みたいになるわけで、やはりこれは活動を行うのも、丸きり本当に市町村自ら取り組んではいけないというつもりもないのだが、通常であれば、一定の団体、あるいは新しい組織体が、それも既存の組織体が集積組織になるのか、あるいは幾つか集まってなるのかと思うので、その中で雇われていくということだろうと思う。

通常、この手の人件費補償を行政で出すというのは、なかなか難しく、それに代わるのは活動費だろうと思う。活動費という形で、組織自身も自分たちで地域の農業を発展させるためにやっていくという、その人たちの自主性にまかせる。逆に言えば、面的集積組織の自主性の中でやっていただくということに期待をせざるを得ない。

もう一つ、なぜそこが期待をせざるを得ないかというと、一番効力があるの

は、何といっても行政が直接介入することで、財産権に対して直接介入できるシステムは、農地法にはまだ規制があり、現実には土地収用くらいしかない。いわゆる理想的な土地利用を実現するために、土地の財産権に対して関与していくシステム、それがしかも公的に関与するシステムは土地収用しかない。土地収用は非常に公共目的が高いものであり、農業の場合に、そこまでできるかということ、なかなか公的な形で介入するのは難しいだろう。

したがって、やはりいわゆる参加者をどういうふうに考えるのか。地権者あるいは既存の農業をやっている人、新たに新規参入する人、そういった関係者は幅広くていいと思うのだが、そこをやはり民間の活動でやるしかないだろうということだろうと思う。

(本間副主査) その対極のことをほかの場で説明を受けたときに申し上げたのだが、コーディネーターだけでいいのではないかという話があると思う。つまり、市町村も農林水産省も一切タッチしないで新たにコーディネートして、例えば50ヘクタールまとめた、100ヘクタールまとめたというコーディネーターにインセンティブ、つまり報奨金を与えるという仕組みである。それをどう分けるかというのは、当事者が決めればいい話である。

そうすれば、市町村をまたがるとか、財産権の問題だとか一切なくなる。ただ、資格だとか、それからコーディネーターの活動のルールだとか、そういうことはきちんと決めておく必要があって、いかがわしい商売をしないような制度をつくる必要があると思う。そういうコーディネーターさえおけば、1市町村に3人いたって、5人いたっていい。あいつの方が高くやってくれるとか、あいつの方がもっとうまくまとめてくれるということがあれば、そういうメカニズムを使った方が、例えば普及員OBを使うとか、そういうことよりもはるかにまとまっていく。伊藤メンバーふうには、市場メカニズムを使う話である。それを公的な管理をしようと思うから市町村で区切らなければいけないとか、それを更に進めていくと財産権の問題になってくるということなので、そこはコーディネーターという制度をつかって、むしろ逆に活用して、自由にこの人に集積させればいい。そういうアイデアはいかがかという話である。

(高橋経営局長) 多分、土地利用規制について自由な住宅地、工業用地等の、農地以外のように権利移動について何らの規制がなければ、そういう手法だと思ふ。

例えば、区画整理というよりも再開発においては、言葉は悪いが、地上げが多分そういうことだと思ふ。これは、権利関係者の中で、自由にできる制度であらう。

ただ、問題は、農地の場合には、基本的にはまず、農地法という厳然としてある法律があって、どういう形で利用規制があるのかというのは別にして、一

定の規制行為がある。

これを取払うことに関しては、多分問題はものすごく大きいわけであるから、我々としては、規制は残さざるを得ないという前提がある。

そうすると、その規制のある中で、自由な活動の成果が、多分原則規制を何らかの形で破らなければいかぬわけである。その破ることについての、いわゆる妥当性をどのように考えるかというのが1点である。

もう1つは、そのコーディネーターの方のインセンティブは一体何だろうかということである。多分、農地の賃貸借の使用料の中から、それのお礼というのが出るのだろうと思うのだが、御承知のとおり、農地の賃貸借、利用料、小作料は、10アール当たり高くても3万円とか、下手をすると1万円を切る。その中の10%、3%、何ヘクタール苦労して集めたとしても、それだけでコーディネーターの方にお礼は出せないであろう。ボランティアだったら別であるけれども、やはり一定の組織の中に入っただけではいけないというつもりはないけれども、個人で本当にできるのか。ボランティアであれば別だが。

それから、個人の集めたものが、どうやって公的に規制を破ることができるのかという問題がある。破ると言ったが、例えば賃借権のところなどは典型だけれども、賃借権については、住宅も含めてものすごく保護されており、農地も当然保護されている。そのような中で、保護の部分を破るわけであるから、集めたものであれば、通常の原則まで戻してしまうことになる。そういうようなものについて、一体どのように公的にお墨付きが与えられるのか。それから、活動費についての補助は、個人でやれるだけとなるとそう大したものにはならないのではないのか。組織であれば、いろいろ別なインセンティブがあるであろう。

(本間副主査) 組織だとインセンティブが働かないだろうというのが、こちらが考えているところで、その組織にはアメも与えるという話をしている。メリハリをつけて、例えば規模に応じて、報奨金という言葉はいいかわからないけれども、出せばいいのではないか。それがインセンティブである。それからその一部を、例えば地代の一部を還元するということもあるかもしれない。

(高橋経営局長) コーディネーターに対しての活動費である。人件費ではなくて活動費なのだが、私どもが考えているのは、その面的集積を行う組織自体に集めることに対して、そもそもインセンティブがある組織があるだろうということ。

というのは、強い農業をつくり上げていく、強い地域をつくり上げていく、それはJAであろうが、土地改良区であろうが、本来、自分たちの本来使命のほうである。もともとそういう力強い農業をやることが、そういうよう

なところであるから、そのような理由があるゆえに、別にコーディネーターの
人件費をまるまる公的に助成をするなどということをしなくても、というか、
コーディネーターの人件費をまるまるみてあげないと、さっき言ったように、
どうやってその人の活動費が出てくるのか。相当な金額を立てないと、ものす
ごく財政支出だけがふくれ上がってしまう。

（浦田主査） 今のおっしゃった前提が機能していないから問題があるのでは
ないのか。つまり、いろいろな農業組織とかが、強い農業をつくるという前提
で活動しなければいけないというお話だった。それがうまくいってれば問題
はない。

（高橋経営局長） 今は、活動組織も限られている。例えば、今、申し上げた
けれども、土地改良区みたいなのは法律上できない。このように、法律上、制
度上できないような組織もある。

逆に言えば、そういうような規制というものは取っ払う必要がある。現に法
律上できないがために幾らやりたくてもできない。だから、そういうような規
制は取っ払って、そういうインセンティブがあるような、それは別にJAに限
ったわけでも、土地改良区に限ったわけでもなく、さまざまな地域の活動組織
体、中山間の活動協議体にしる、そういったものは活動組織として現にやって
いる。そういう組織が現に存在している。その組織がやるということについて、
その組織自身も何のために協議体が中山間の直接支払いをやっているか、やは
り当該地域の農業、農村を守ろう、発展させようという形でやっているわけ
であるから、その組織体にもできるようにしてあげるといことだろうと思う。

ただし、何度も言うけれども、個人に着目してしまうと、個人がやる部分を
すべてみてやらないと、さっき言ったように、賃料の一部分のところ、手
数料の部分でといったときに、都市部の賃借権の仲介斡旋手数料とは格段に差が
あるわけであるから、これはなかなか難しい。

（高木メンバー） その辺がすごく、今、お話を聞いていても懸念がある。1
つは、既存の組織でも新たな組織でもいろいろな組織の中にそういう人間が入
っていないとうまくいかないのだということなのだが、先ほどもお話があつた
ように、そういう組織は、ある意味でごまんとあるのではないだろうか。つく
ろうと思えばつくれる。しかし、それは恐らく今つくっても機能しないからつ
くっていない。そこのところがきちんとなしないと、ちょっと現場で適応力をも
つのかどうか判断のしようがないというのが1つある。

もう1つは、制度設計を考えると、その前提になる条件というのは、い
ろいろあると思う。例えば、ここで言えば、さっきの耕作放棄の話は、耕作放
棄の実態をいろいろ調べても時間がかかる。それから、農地のデータベース化
をするにしても、これも時間がかかる。恐らく1年であつという間にできると

いうものではないと思う。

そうすると、そういうものが本当にデータベースとしてできて、みんながアクセスできるということが可能になったとき、または耕作放棄がどういう状態で、どこに存在していてこれにもアクセスできる、そういうことが可能になったときの制度設計を考えないと、今の状況を、そういうことがまだ現実に農地もデータベース化されていない、耕作放棄がどういうふうな状況かもわからない中で、今のようなお話をされても、なかなか私には理解ができない。

やはりそういうものが本当にできたときに、それでは、確かに農村地域をよくしてあげなければいけない、そういう人がいなければいけないということなのだけれども、不動産業者だって農村に近い人たちは、農村のことをそれなりに知っている。今は活躍する条件がないから、出てこない。

だが、そういう人たちに、仮に一定の資格をもっていないと農地を利用斡旋することはできない。だから、こういう資格をもつべきということをやれば、私は受ける人はたくさんいると思う。

それから、そういう人であれば、今、組織の中にいなければ、なかなか給料を払えないというけれども、その人たちはこっちで稼いで、両方の情報を持つことは、私はその人たちにとっては非常にメリットがあると思う。

だが、今、私の言っていることも、そういう農地情報がだれでもアクセスできるとか、耕作放棄地の情報が全部アクセスできるとか、そういうものができ上がったことを私なりに頭に描いて言っているだけだから、これが本当に現場に適用するのかどうかというのも、これも言われてみれば、そちらからそんなことを言ったって、ということになってしまうかもしれない。けれども、いずれにしても、今、これからまだ時間がかかるという中で、なにか組織をつくってしまう、コーディネーターも仕組みとしてできてしまうというのは、非常に実践的ではないような気がする。この間も少し申し上げたが、制度設計をする前提が、私どもにはすっとんと落ちない。

(高橋経営局長) ちょっと誤解があるのかもしれないけれども、面的集積組織のイメージは、まず、その活動そのものが、相当個人の権利関係に関与する。なぜかと言うと、こういう調整をやるためには、その土地に関する個人情報まで全部必要になる。例えば、一体今、幾らで賃貸借が行われていて、幾らのものが払われているのか、期間は幾らか、それから基本的に土地を手放す意向があるかどうかについて。

それを集めるという形になって、しかも、もし競争関係を地域でやってしまったら、こっちに預ける、あっちに預けるみたいなことで、はっきり言うと、多分担い手にしても貸す方にしても、土地利用について混乱してしまう。だから、ある意味で1つの地域については1つというふうにする。

そのときに、だれが一番ふさわしいのか、あるいは手を挙げたときにどのように選別するのかというのは、いろいろな活動条件があると思う。例えば、個人情報に関して、漏えいするようなことがないようにしていくといった措置が取られるとか、幾つかの条件、こういうようなことをきちんとやってくださいというような条件を課した上で、一番ふさわしい人が出てくる。

そのこのところは、はっきり申し上げると、別にどなたでもできればいいわけである。どなたでもいいわけであるから、そのこのところで本当にそれだけの能力があるのかということが重要で、もしそれが複数出たときには、その中で一番妥当な人がやるということになるのだろう。

（本間副主査） それをだれが決めるのかが問題である。

（高橋経営局長） それは市町村が決める。

（本間副主査） そこはやはりマーケットではないのか。

（高橋経営局長） 何度も申し上げているのだが、マーケットで決めるとお話をされるわけだが、マーケットとは何なのか。ここで実績を上げたという結果が出ていることが先になればいけない。今はそういう状況ではない。

（本間副主査） だから、つくる。貸す人と借りる人がどのコーディネーターがいいかを選べばいい。そのコーディネーターが個人情報を守るなんて当たり前前の話である。

（高橋経営局長） 申し上げるけれども、その選ぶのは地域全体で選んでもらわなければいけない。

（本間副主査） どうしてか。

（高橋経営局長） 地域の分散錯圃状況を競争関係でやろうと思ってどうやってできるのか。Aコーディネーター、Bコーディネーターが図面をつくる場合、図面をつくること自体が個人情報である。決まってからでないで個人情報は与えられない。

（大泉メンバー） 高橋局長、それは多分主体が違うのだと思う。集める人は、基本的に経営者。経営者が集めるので、その経営者が集積をするときの助けをするのがコーディネーター。だから、コーディネーターが計画に基づいて、この地域を面的に集積してやるという話ではない。

（高橋経営局長） 計画というのは、地域全体でつくって計画する。当然に担い手の協議が必要である。例えば、分散錯圃して、担い手の持っている土地がばらばらに存在している状況があるとする。このばらばらに存在している状況に対しては、例えば担い手が、担い手同士で調整しなかったら調整できるわけがない。かつ、担い手だけで、現状では調整できない。地主の了解を得ない限りは、賃貸借も権利であるから調整できない。

（大泉メンバー） だから、コーディネーターが必要なのではないか。

(高橋経営局長) それでコーディネーターを導入するわけである。そのコーディネーターがどういう形で選ばれてくるのか。

(大泉メンバー) 何か、自分自身が地域の農業をよくするために面的集積をする、そういう役割なのだという人が現われるということが多分イメージなさっているのだろうと思うのだが、そうではない。実質的に集団化すればいい。そのためには、経営者が、あの田んぼを本当は私に貸してほしいのだけれどもという場合に、そこにとことこ走って行って、あの人が貸す気があるみたいだよとマッチングに協力する、こういう人がほしい。

(高橋経営局長) それは、いい。それは今でもできる。しかし、今できたとして、その人がやってきた結果が、先ほども申し上げたように、都市部の住宅地だとか、そういったところの再開発であれば、規制は一切ない。だから、権利関係の調整も、それで集めてきたことについて、どうやってきちんとした公的な規制を破るだけのものが与えられるのか。これは制度論。基本的に土地利用関係で、それで集めてきたのがこれでいいですという形で、今は集積計画がある。だから、集積計画自身も農地法の関係の原則を破って集積計画をつくっている。それは農地法のさまざまな規制を全部破る前提であり、利用がしやすい。同じことを更に進めたい。

それを進めるときに、そこで集めてきたものに対して、破るだけの公益性認定をどうやってみるのか。

(大泉メンバー) 破るといっても、その前に、一番初めの農地制度の問題でおっしゃったけれども、所有と利用を分離するという事なのではないか。それが公益性のために担保されなくなると言うことか。

(高橋経営局長) 賃借権自身は、農地法でいけば、相変わらず規制がある。賃貸借ができる条件、取得時、賃貸借が設定されときの議論と、その賃貸借の権利の内容は違うので、その賃貸借の権利の中身を変えなければいけないわけである。

(本間副主査) それを変えればいいのかではないのか。それで後の話として、権利移動のところの所有権、賃借権を分離するというか、自由な利用権で進めていくのだというときに、具体的にどういう法改正をして、今の農地法の第一条との抵触云々というところをどう考えていくか。そちらの話は後でしてほしいと思っていた。

(高橋経営局長) そこが、少し法制議論で誤解されている議論があると思う。そこは何かと言うと、農地法による賃借権の設定では、利用者の保護につながる。新規参入のところの入り口の議論ではない。入り口ではなくて、そこで設定された賃貸借が、借地借家法と同じような形で保護されている。それを現在のところ、基盤強化促進法で特例を定め、保護をやめて貸しやすくしているわ

けである。それでは、利用権が保護される仕組みを維持しながら、どうやって農地を集めるのが課題。

（大泉メンバー） だから、使わなければいいのではないか。事実そうになっているのだし。

（高橋経営局長） 何度も申し上げるが、先にその議論、私どもが一番先発で説明したときに、この規制は引き続き必要であると申し上げた。その規制が要らないということであれば、それはまた議論が全然別だが。

（大泉メンバー） 議論が全然別なのだ。長期賃貸借の際に利用者保護をどうするかという意味か。

（高橋経営局長） 長期賃貸借ではない。長期賃貸借ではなくて、所有権移転、それから賃貸借の設定等に対する農地法の規制が今日的に要るのか、要らないのか、そこから始めないと動かない。すべてはそこから始まっているわけである。はっきり申し上げて、規制がなければ何でもできる。

（高木メンバー） だから、そのところをきちんと議論しないままいろいろなことをやっても、どうも行きつ戻りつになってしまうのではないか。

（高橋経営局長） いや、そこは最初に御説明したように。

（高木メンバー） いや、御説明を受けたけれども、我々は理解していない。

（高橋経営局長） 面的集積で御理解いただけなかったというのはあるかもしれない。

（高木メンバー） そこは、そちらは説明してこうやったかもしれないけれども、我々はそのところを理解して納得しているわけではないから、議論がなかなかみ合わないのではないだろうか。

（高橋経営局長） 私ども、土地利用規制について、所有権の規制と、賃借権の規制については、最初のところでいろいろ申し上げたけれども、基本的に現在の農業の土地利用の状況を見れば、さまざまな農地があるけれども、農業の収益還元価格と、転用期待相当価格がこれだけ厳然と存在している中においては、この規制がない限りにおいては、日本の農地全体が幾らで買い占められるかどうかわからないけれども、相当程度の土地利用の混乱が生じている。であるから、ここは何らかの規制は必ず必要だと思う。つまり、収益還元価格で動いているようなところで、農業の議論ということではないと思う。

（伊藤メンバー） その点について、先ほどの説明と若干乖離があると思うのは、そういった転用期待が、実際に本当に転用期待として存在しているのは、実際に転用があり得る都市近郊ということである。

（高橋経営局長） それは、違う。公共転用という一番すごいものが入っているので。

（伊藤メンバー） 高速道路が来るとかの場合か。

(高橋経営局長) 他に、例えば学校が来るとか、病院を建てるとかの場合もある。

(高木メンバー) ただ、これからは相当少なくなるだろう。しかし、そういうのがあるからそうなんだとやってしまうと、この農地の話というのは、まさに脳死状態になってしまって、何も動かない。

(高橋経営局長) だから、その中でどういうふうにしようかということである。

(高木メンバー) その中でどうしようかといったときに、何らかの規制は、今と同じぐらいのものを残しておかなければいけないとなれば、また、そこで一歩も動かなくなる。

それで、この間のお話のように、税制の話も次のもう少しきちんとしたところで議論となるという意味がわかってきたのだが。

(大泉メンバー) これはコーディネーターが市町村に行って機能しなかったら、どうするのか。何かコーディネーターに対して罰則か何かあるのか。

(高橋経営局長) 何度も繰り返して恐縮だが、これをやるために本当に成果を得ようとするのであれば、公的機関が直接介入して、直接買収すれば一番いい。それは成果が出る。だが、それはできないだろう。そうすると、やはり民間にインセンティブをどうやって持たせるかが課題。それが、例えばうまくいかなければ、次のインセンティブ、新たな手法を考えていくのだろう。それで100%できるかどうかというときに、それができるのであれば、計画経済そのものである。

(大泉メンバー) ということは、できないということではないのか。

(高橋経営局長) 100%を望むということであれば。

(大泉メンバー) だからといって、ここにしかやらせないということにはならないだろう。コーディネーターの参加資格は市町村が認定してしまうわけか。つまり、私もやりたいと複数出てきた場合はどう対応するのか。

(高橋経営局長) 複数は認めない方向である。

(大泉メンバー) だから逆に困るのではないか。いろいろやりたい人がいて、モチベーションがあるのにもかかわらず、市町村がそのコーディネーターをやらせないという話になってしまうと、逆に農地流動化や面的な整備にブレーキかけることになる。

(高橋経営局長) 例えば、最初にだれかをコーディネーターにして、その人がうまくいかなかったら、当然のことながら代えて、他の人がやるということになる。うまくいっておらず、新しい手があったら、市町村が認定か指定かわからないけれども、そこは御退場いただいて、新しい人が担当する。それは当然のことだと思う。

(本間副主査) だれがどういうメカニズムで動くのかさっぱり見えてこない。

(浦田主査) 評価基準だとか。

(高木メンバー) それは、さっきから経営の話が出ているが、経営者が選択するのではないか。その上で法的ないろいろな規制がある程度残るとすれば、それはそこでクリアーするようにすればいいのであって、そのためには、コーディネーターという人が一定の資格を持っていなければいけない。そういう試験でもすればいい。

(高橋経営局長) 経営者だけでは動かない。地権者がいるから。

(高木メンバー) 動かないから、コーディネーターがその間をつなぐのではないのか。

(高橋経営局長) 間をつなぐにもソフトにしかつなげない。経営者だけの議論だけで、権利関係を遮断なんて絶対にできない。これは財産権を侵害するから。

(高木メンバー) そんなところまで言っているのではない。まず、ある程度まとめるにしても、経営者の意思を尊重した人がまとめて、その先はおっしゃるとおり、そういうものを乗り越えていかなければいけないのだろう。

(高橋経営局長) そのこのところも申し上げたけれども、なぜ流動化が進まないのか。貸し渋りであるとか、そういうような地主側の意向があるからである。経営者は集めたいわけだから、そこを何とか手助けしたい。だけれども、地主側がある意味、なかなかそこに入っていない。そこをどうやっていくのか。つまり、経営者というのは、事業をきちんと構築するような人たちであるから、経営者を集めるのは当然である。集めやすい。問題は地主側のところをどうやって納得させるのかである。

(本間副主査) それは人徳で説得するような話にしか聞こえてこない。

(高橋経営局長) 人徳ではない。地主側にとっても、公的な関与を望むとか、そういったところがある。個人か法人かという話を置いても、どなたが集めるのかということに対して、個人で本当にできるのであれば、今までもやっていたはずである。できないのではないから、個人が別に禁止されているわけではない。

(高木メンバー) それならば、公的な色彩を持った資格を与えればいいのではないか。農地に関する知識も持っている、それからその地域のことも知っているような人材に。

(高橋経営局長) それは市町村のお墨付きということである。

(高木メンバー) だから市町村である必要はないのではないか。

(高橋経営局長) 市町村以外でだれがお墨付きを与えるかというのが、よくわからない。

(高木メンバー) 県でもいいのではないのか。国でもいい。

(高橋経営局長) 国がその地域のことをやれるのであれば。

(高木メンバー) ちょっと余りにも思い込みが激し過ぎるのではないか。

(高橋経営局長) 逆に今の状況の中で、地域の実態を国が何で把握できるのかだと思ふ。

(大泉メンバー) 活躍するのは、その地域の人である。ただ、問題は、財産権や何かに関わることで、個人情報にも関わることだから、その人に対してしっかりした資格審査して、不動産に関する資格と同様、資格を与える機関が1つあればいい。

(高橋経営局長) それがなぜ市町村ではいけなくて、県や国なのかというのは、私どもはわからない。

(大泉メンバー) 資格審査機関は全国に1カ所で良いし、農地流動化の現実を見ても、今、統合するべき農地の範囲は市町村を超えてしまっているからだ。

(高橋経営局長) わかるけれども、實際上、市町村を越えて入作、出作するにしても、例えば田んぼの関係で行けば、水利の中で動くだけであるから、そのところは事業者間の調整をやらばいいだけである。それから、こちらで入っている人は、こちらで入っている中で、そのコーディネーターで任せればいいだけではないのか。

(大泉メンバー) コーディネーター同士の調整を行えばよい。

(高橋経営局長) それは、それで十分である。市町村ごとにちゃんというわけであるから。

(大泉メンバー) 鵜飼方式である。自由に動いて魚を取ってくる。

(高橋経営局長) もう1つ言うと、市町村に一人ではなくていいわけである。市町村で一人である必要はないわけであって、市町村の中で担当エリアをつかって、担当エリアの中であればいいわけである。

(伊藤メンバー) どうして競争してはいけないのか。

(高橋経営局長) 何度も申し上げるが、競争して地権者の間で、あの人はこの条件であり、この人はこの条件であるとなると、できるかどうかわからない。

(伊藤メンバー) だからコーディネーター同士がそこで調整するわけである。

(本間副主査) それはでき上がってから。

(高橋経営局長) 今おっしゃっているコーディネーター競争モデルというのが、恐縮ではあるが、私どもは理解できない。コーディネーター競争モデルというのが働くためには、そのコーディネーターでやったものが、一定程度の実績としてばらばらでもできるような形だけれども、今の分散錯圖の状況の中で、そういったような部分別にでき上がるモデルをどうやってつくるのか。今、現実にうまくいっている合理化事業や何かでも、そんな地域の中で、1つの地域

の中でばらばらにそんなものをまとめ上げたというのは、私どもは聞いたことがない。

(本間副主査) そこはルールである。あるいは企画というか。そこは市町村でもいいと思うのだけれども、例えばここを面的にまとめる人はいないかという話をすればいいわけである。

(高橋経営局長) 担当地域制であってもいいのではないか。

(本間副主査) それは、言葉が正しいかどうかわからないけれども、プロジェクト方式で、今回はこの地域を面的にまとめたいという意図があったときに、それをコーディネートする人はだれかいないかと募って、資格のある人たちにやらせてみて、それでプランを出させればいいわけである。

(高橋経営局長) それはいいが、そうしたときに、最初に申し上げたように、その人たちはボランティアでやるのか。

(本間副主査) そこはインセンティブを利用する。

(高橋経営局長) インセンティブといっても、そんなお金は出せない。

(高木メンバー) 出せないというのを前提につくってしまうのはどうか。

(高橋経営局長) 例えば、そのうち財政投資はどのくらいかかるのかということ。

(本間副主査) それを試算するのは農林水産省の仕事ではないのか。

(高橋経営局長) 私どもで、何を今やっているのかというと、その部分で面的集積の来年度予算を要求している。

(本間副主査) 試算も一気にやることもないので、例えば特定の地域にパイロット的にやるというのは、手法としてあるわけであろう。

(高橋経営局長) この前は一気にやった方がいいとおっしゃった。

(本間副主査) もちろんそうであるが、予算が足りないとかおっしゃるからだ。それは一気にやった方が望ましい。しかし、段階を踏むということであれば、パイロット的な話もあるだろうということを行っている。

(高橋経営局長) なぜ、組織体として方向があるところにその人が所属して、その組織の方向とコーディネーター個人の方向とが一致して、組織から収入が出るという仕組みを排除しなければいけないのかということがよくわからない。

(高木メンバー) その組織が今まで効果を発揮できない組織だったのではないか。

(高橋経営局長) それは限界があるところである。その組織を、何度も申し上げているけれども、今回は広げようと言っているわけである。

(高木メンバー) 広げると言うけれども、具体的におっしゃっていることがイメージとしてわからない。やはり既存の組織というのが出てくる。

(高橋経営局長) 例えば、先ほどから申し上げているけれども、JAは今ま

でできたが、土地改良区はできない。それから担い手協議会や水田農業協議会もある。担い手協議会はかなり補助金の執行等も含めて経理関係をきちんとやっている。そういったところは、実は法律上できない。だから、そういうようなところでも構わない。基本的にその地域として、そういう農業構造政策や何かをやらうとしている組織に預けることがなぜおかしいのかと言われても、私どももよくわからない。

（伊藤メンバー） だが、本当に農協がそういった面的集積を実現して、強い農家をつくるというインセンティブを持っているかというのは疑問である。強い農家をつくったら、ひよっとしたら農協をバイパスしてしまうかもしれない。

（高橋経営局長） 農協自身も、前回の農協大会の中で、これからの担い手育成、地域全体をどうするかという議論とは別に、担い手育成をきちんとやらなければ農協離れがどんどん進むであろうという考えの下に、いかに担い手に信頼をさせるかというところを、組織全体の一番の基本的方向で打ち立てている。もちろん、すべての農協はそれでいくのかどうかというのがあるし、逆に言えば、手を挙げてやれなかったら、先ほどから申し上げているけれども、どういうふうにするかは、これから制度設計があるわけである。予算も出ているわけだけれども、そこで実績が上がらないようなところに対する評価はどうか、逆に言えば、そこで交代ということも当然あり得るだろうということだと思う。

（大泉メンバー） 高橋局長は、この面的組織をつくったとして、コーディネーターはここにしかやらせないと考えているのか。

（高橋経営局長） 「ここしか」、というのは。

（大泉メンバー） つまり、町に1つつくった、1市町村の1組織で1コーディネーターということで。地域割りで複数いてもいいが。

（高橋経営局長） 一人というふうには考えていない。

（大泉メンバー） その地域担当一人でも複数いてもいいが、この組織しかコーディネーター機能は担えないとしてしまうのか。

（高橋経営局長） コーディネーター機能自身は、法律的なものではないから、これは別に事実行為としていかようにやること自体は問題ない。

問題は、今の利用集積計画と同じように、権利関係の規制を遮断する、あるいは権利関係の特例措置を設けたとして、その特例措置を設けるシステムは法制的につくらなければいけないという点である。これは一番の法律事項であるからである。

そこに行くようなところは一定のプロセス、手続にのっとして、その一定の役割を担った人でないと、そこは破れない。

（大泉メンバー） つまり、農地法の法体系が行政の単位レベルだから、それ

に見合ったような仕組みを採用するということか。

（高橋経営局長） 農地法は全然行政の単位レベルではない。

（大泉メンバー） 例えば権利関係の調整でも行政が関与しないとだめだという話にどうしても聞こえてくるのだけれども、そうでもないのか。

（高橋経営局長） また、元の議論になるが、農地について規制が要るのか、要らないのかということが大元だろうと思っている。規制というのは、現行の規制と言っているつもりはなく、農地に対する一定の規制ということ。

（伊藤メンバー） それを我々はできているわけである。

（高橋経営局長） その規制は、法律上、財産権に対する規制であるから、財産権に対する規制の特例をやるためには、公益性がなければならない。

（伊藤メンバー） だけれども、そう言うのであれば、土地持ち非農家とか、耕作放棄地とか、もっと厳しい措置をとるべきだということにはならないか。それが財産権の侵害というのであれば、それは農地として認定して、いろいろなお金をつぎ込んで、農地として使えよと言っているのに使っていないわけではないかそちらの方はむしろもっと強い規制をしてもいいと思う。

（高橋経営局長） 規制は2つある。

（伊藤メンバー） 規制というかペナルティーであろう。

（高橋経営局長） そうである。1つは実現を目指す、一定の理想的な状態を目指すためにどうあるべきか、というところと、一定の弊害を除去するためにどうあるべきか、というところの議論だと思う。

農地法のもともとの発想は、自作農創設から始まっているので、ある意味理想を求めている。けれども、現実には、ドイツみたいな一定の理想的な経営規模に対して実現をするような規制のかけ方はしていない。最低限このところは満たしてくださいという、最低限規制である。そこのところに対して利用強制をどうやってかけていくのかということであれば、いわゆる理想的な状態にならなければ取得の段階から認めないということになるのではないかと。ヨーロッパで2つ、フランス型とドイツ型があるわけだけれども、フランス型の場合には、そこのところは利用のところで調整している。片やドイツの場合には、一定の規模の、昔で言う家族農業経営だったのだけれども、そういったものを想定した農業経営を実現するかどうかという判断をしている。

だが、日本はそういうことではなくて、旧地主が復活しないというところでやっていたので、そこで理想形を強制するのであれば、また別の規制の仕方になるのだろうと思う。

（本間副主査） その理想形がまさに変わっているから我々は議論をしているのではないかと。つまり、農地法制定当時の状況と明らかに変わっているということである。

(高橋経営局長) わかっている。であるから、何度も言うけれども、土地全般について、理想的な状況を想定している、他の農地以外の土地法制がある。そういった土地法制がある中で、農地法制というのは、別の原則を立てているのだけれども、利用強制的な計画法制の土地利用規制と、個別の権利関係の土地規制との間では、農地に圧倒的に強い規制がかかっている。それを更に利用強制まで、他の土地法制の利用強制と併せてできるのか。これは非常に難しい議論だと思う。

例えば、この前から申し上げているのだが、都市部において、これだけの高度利用計画を立てなければいけない中における低層の問題とか、そういったような議論に対して、どれだけの利用強制をかけられるのか。例えば、都市部において遊休土地があり、実際に利用されていない例がある。それに対するペナルティーと、中山間で耕作放棄されているからペナルティーをかけるという議論を、どうやって調整できるのか。

(高木メンバー) 今、土地法制の話でおっしゃっているけれども、日本の土地法制というのは、ある意味で基本法が後でできたような、そういうものである。であるから、そういう議論をされると、私はいかがかと思う。後でできたにしても、基本法にもちゃんと利用が大前提と書いてあるはずである。それをもうできてしまった農地法だからできないのだと、そういうふうに聞こえるものだから申し上げた。農地法というのは、そもそも使うことが大前提だったのであろう。だから土地改良だって相当高率の補助をしているし、固定資産税だって、恐らく低く抑えているのは食料を生産するという公共的な色彩があったからである。それで地主から強制的に買収したわけであらう。そういうことまでやって、今、農地は自作農、その後継者がやっている。本来、やはり利用するところに大きな意味があったはずである。それを今の実態が収益還元価格ではないから、やはり規制は今と同じぐらいかけなければいけないという話になったらいかがなものか。

(高橋経営局長) そこで、今と同じと一言も言ったことはない。

(高木メンバー) ないかもしれないけれども、制度設計をだんだんやっていくところになっていくと、それと余り変わらないようなことをおっしゃっているのではないかと。私が誤解しているのかもしれないけれども、どうも制度設計の具体論になると、一向に何が変わるのかよくわからないということである。

それから、コーディネーターは選ぶという話であるが、非常にしっかりとしていなければいけないとおっしゃりながら、今の不動産業者のようなレベルでもなさそうだ。今の不動産業者の方がよっぽど農地のことを知っているのではないだろうか。

(高橋経営局長) 農地のことは御存知かもしれないが、集めなければいけな

い。

（高木メンバー） 地域のことは知らないかもしれない。だけれども、それは一定の試験による資格を与える中で地域の実態を知っている人と連携するなりしてやるだろう。

（高橋経営局長） いけないと言ったつもりは一切ない。

（高木メンバー） 言っていないかもしれないけれども、コーディネーターの方はどこかのOBを指名すればいいというのは、これは余りにも安易ではないか。

（高橋経営局長） 指名というつもりはない。

（高木メンバー） やはり試験をするなり、一定の資格を持たせるなりしないと、これは地主だって信用しないのではないか。地主だけでなく、貸したいという方も借りたいという方もだ。

（伊藤メンバー） 根本的な断絶は、インセンティブを付けないとコーディネーターもそのコーディネーターを雇う組織も働かないのではないかということ。何か性善説に立っておられるようだけれども、我々はきちんとした報酬あるいはきちんとしたインセンティブがないとコーディネーターも動かないと考えている。それから、きちんとしたインセンティブがなければ土地持ち非農家も土地を差し出さないし、その辺の制度づくりのところで、もう少し根本的な改革がないといけないのではないか。さあコーディネーターをつくりました、土地を集めてきてくださいと言ったところで本当に集めてくるのか。あるいはコーディネーターを雇っている組織というのが、本当に我々が求めているようなことを実現しようというインセンティブを持った組織なのだろうか。ひょっとしたら、むしろ邪魔をする組織なのではないだろうか。我々は性悪説で、そちらは性善説。以上が非常に単純化した整理なのだが。

（浦田主査） 時間もかなり経過しているが、両者の意見の違いが非常にある。

（高橋経営局長） もう一点、規制のところだが、規制は必要だと言っているけれども、何度も申し上げているように、今のような規制が必要だと言っているわけではない。

（伊藤メンバー） 何らかの規制だということだが、それは農地も自由に売買していいですよということは我々も考えていない。

（高橋経営局長） その中で、申し上げているように、利用のところについて、相当程度緩和していったらどうかということ制度設計しているが、これは法的な規制なので、きちんと詰めないで、口だけで言ったとしても、そんなものは憲法違反だと言われてしまう。そうなると、ちょっとまずいので、ここは真剣にやっているところである。

（伊藤メンバー） あと、小規模農家に関しても、大泉メンバーがおっしゃっ

た農家にもいろいろあるという区別に関しても、もう少し具体的にこういう農家がある、あるいはこういう小規模農家がある、あるいは土地持ち非農家でもこういった事情がある、というように、A、B、C、Dみたいなこと、あるいはもう少し県別であるとか、東北と中国と四国は違うとか、もう少し細かい情報を出していただきたい。こういうところには、こういう政策が効きまず、ここはもう放っておきましょうとか、もう少し細かい情報を出していただくと、もう少しきめの細かい議論ができると思う。

（高橋経営局長） 農業経営のものは私どもも相当持っている。

（伊藤メンバー） 例えば小規模農家についてであれば、私の持っている資料によれば、販売農家の0.5ヘクタール未満では、年金収入が220万あって、農外所得が230万あって、農業所得は50万しかないとか、水田はもう少し悲惨な状況で、農業所得はマイナスであるとかのデータがある。あと、規模別にいろいろ所得の割合とか出ている。ただ、これが販売農家でも野菜と畜産は違うということであれば、そういうのはまた違ってくるだろうし、小規模農家というのはそもそも何なのか、あるいは北海道はまた全然これとは別の分類になるとか、そういう疑問点が出てくる。したがって、どこに対してどういった政策が必要なのかという議論をするときに、もう少し細かい分類があると議論しやすいし、大泉メンバーが言われた販売農家が幾つあってとか、何戸ずつあって、その何戸の人たちに、この政策が、ここの何という形態の農家に効く政策で、この政策は中山間地の何という形態の農家に効く政策でということ議論していかないと、大括りの話をしていると、いつまで経っても収束しない。こうかと言うと、こういう人もいますとか、こうなんだねと言うと、こういう人もいますという話になってしまうので、もう少し細かい数字を出していただくとうれしいなと思う。

（井出官房長） 冒頭申し上げたように、私どもも大臣からもいろいろ言われているが、特に小規模農家対策というのがあるのかどうか分からないが、広範な地域活性化対策のやり方、あるいは対象の見立て方というものは、現実問題として、今、完全に分類、仕分けられたものがない。

私どもは、今、1か月間かけて、今村副大臣を先頭に、地方にも10か所ぐらい行ってもらって、実際に現場の人の話を聞いてみようということをして並行してやることになっている。農地の問題の議論あるいは技術性と、この地域の問題の話というのは、かなりレベルも違う話なものであるから、内閣全体としても、たしか11月中には増田総務大臣のところを中心にして、各省協力して地域再生策をとりまとめろということになっていたはずである。当然我が省は重要なパーツを担うことになり、うちからいろいろ提案をして、経済産業省を始め、各省にお願いもしなければいけない。先ほど高木メンバーから、農林水産省で全

部やろうといったって力量不足だという話もあったけれども、十分認識しており、実は今日も経済産業省の官房長と2人で協力し合えとか、知恵を出し合えるところは出し合おうではないかという話をしている。恐らく明日の閣議後の閣僚懇談会で、各大臣からそういう意見がかなり出ると思う。であるから、そういうところの御指示も踏まえて、私たちは何とか、今、高木メンバーからお話があったように、総理が言われたのも、実は我が省がお願いをして、担い手の問題と地域の問題は別であると。けれども、高齢者、小規模農家に冷たい農政みたいに言われているので、そこも意識をして地域活性化策をとりまとめなければいかぬと思っている。これは、農林水産省だけでできる話でもないので、増田総務大臣がそのキャリアを生かして、自分がやるんだとおっしゃってくれているので、そこに協力をしつつ、方々を駆け回るのが得意な農林水産省としては、現地に即した、地に足のついた意見とプランを出していきたいと思っている。

そういう状況なので、政府全体としては11月中にという総理のお話があるので、それに間に合わせるべく各省も努力されるだろうし、我が省も努力をしていきたいと思っているところである。

(高木メンバー) それと、ちょっとお願いなのだが、これまでやってきた施策についても、これからこのまま続けられるのか、それとも今のことでちょっと変えなければいけないのか、そういうところも検討していただきたい。

(中條農村振興局長) それは、今、地域政策ということか。

(高木メンバー) 今、地域政策のお話をされていたから、それが中心だと思う。

(伊藤メンバー) 担い手も、品目横断も続けるのか。

(井出官房長) 当然である。

(高木メンバー) であるから、そういう政策を切り分けてきちんとやるということなのだろう。ただ、こっちの情勢で、少しの見直しが出てくるかもしれない、出ないかもしれないということも当然お話をいただかないといけない。全体のことがちょっとわからないのでお願いしたいと思う。

(浦田主査) 次回のワーキンググループについては、追って事務局の方から御連絡するので、よろしく願います。御多忙のところ、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

(以上)